

NMC「年会費の取扱い規則」

2005.10.28

1. 会員：

①会員とは、NMC活動の趣旨に賛同し、年会費(12,000円)を支払った者をいう。

但し、新規にNMC会員となる者は、年度（10月1日より翌年9月末日）の残存月数（端数切り上げ）×1,000円を支払うことで支払った日から会員になることが出来る。

②新規にNMC会員になろうと希望する者は、NMCの活動内容・雰囲気等を知るため月例会および分科会に、各2回まで下見のために参加することが出来る。この場合、その参加する会で定められた参加費用は、非会員としての費用を支払うものとする。

③会員が次年度も継続して会員になろうとする時は、原則として12月20日までに、年会費（12,000円）を全額支払うものとする。

④NMC会員として相応しくないと理事会で決議された会員を除名することが出来る。この場合、除名された会員が納めた会費は、原則として返還しない。

2. 休眠会員：

①遠隔地居住・病気・多忙等の理由により、NMC活動が1年以上出来ない時に、文書（又はメール）等で申し出て理事会で承認された会員は、休眠会員として次年度の年会費（12,000円）の支払いを免除する。

②再復帰する場合は、残存月数（端数切り上げ）×1,000円の年会費を支払い、理事会に申し出ること、再び会員になることが出来る。

③休眠会員は、会員名簿から休眠会員名簿に移し、「お知らせメール」のみを送ることとし、郵送等による連絡サービスは、行わない。

{付則} 本規則は、総会決議後、平成17年10月1日より遡及して施行する。

{参考}

(1) 年会費収納等のイメージ

○総会： 10月中・下旬

○メール等での年会費請求： 10月下旬～11月（納入は、会員が12月20日までに振込み、又は会計担当理事に手渡す。なお、年会費の収受を円滑に進めるために、各分科会世話役は、会計担当理事に協力して年会費を集め、会計担当理事に渡す。）

○郵送による請求（但し、未納者のみ）： 12月末（最終納入期限：2月末）

年会費未納者は、3月末をもって退会したものとみなす。

○請求書（又は領収書）が必要な者は、事前（又は必要時）に会計担当理事に申し出ることとする。

(2) 休眠会員の申し出→理事会承認→休眠会員名簿に移す。